## 地域公共交通会議について

平成18年10月の道路運送法改正により設置できることなり、地域の実情に 応じた適切な乗合旅客運送、運賃に関する事項を協議することが可能。 合意を得た事項については、国の審査において特例を受けることができる。

名称	匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会	地域公共交通会議
根拠	匝瑳市規則第199号	道路運送法
協議対象	市内循環バス	バス、タクシー
協議事項	市内循環バスの運行見直し等	地域に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等
委員	各地区区長会長、関係団体、バス事業者等	国、県、市、交通事業者、交通事業者の運転手組
	25名	織、市民・利用者、道路管理者、警察など
任期	1年	多くの事例が2年
メリット	・市内循環バスに特化した協議ができる	・許可までの期間の短縮
	・各地区の意見を公平に聞くことができる	・手続きの簡便化 ・運賃の届出化
実施可能な	定時定路線型バス	定時定路線型バス
運行方式		デマンド型乗合タクシー
		市有償運送

## ○近隣市町村の会議体設置状況 旭市、横芝光町、山武市、香取市、芝山町、東金市など